(第1片)

(表)

令和〇〇年〇月〇日

(宛先) 大田区保健所長

住 所 **大田区蒲田五丁目13番14号** 

開設者

氏名 蒲田 太郎

電 話 番 号 **03** (1234) 5678 ファクシミリ番号 **03** (1234) 5678

## 歯科診療所開設届

歯科診療所を開設したので、医療法第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

○○歯科クリニック 1 名 称 大田区**蒲田五丁目13番14号** 電 話 番 号 03(1234)5678 2 所 在 地 ファクシミリ番号 03(1234)5678 歯科·小児歯科 3 診 療 科 名 現に病院又は診療所を開 名 称 設し、管理し、又は勤務 4 所在地 している場合 開 本施設と同時に病院又は 設 名 称 診療所を開設しようとす 者 所在地 る場合 5 開設年月日 令和 ○○年 ○月 ○日 大田区蒲田五丁目13番14号 電 話 番 号 03 (1234) 5678 現 住 所 ファクシミリ番号 03 (1234) 5678 6 蒲田 太郎 管 氏 理 臨床研修等修了 **令和〇〇**年 〇月 〇日 確認欄 者 登録年月日 免許証番号及び 第〇〇〇〇号 令和〇〇年 〇月 〇日 確認欄 登録 年月日 月~土(9:00~12:00、15:00~19:00) 7 診 療 日 時 休診日:日曜、祝祭日

(第1片) (裏)

8	診	療に従事	すす	る雄	科	医師	( [	医師	Ħ)	のE	氏名	、扌	担当	診	寮科:	名及	び診	療目	一時							
																	医籍登録事項									
氏			名	担	当	診 ;	療	科	名	診		療	E	3	時	臨	床	研	修	等	免訓	午記	E番·	号及	なび	確認欄
																修	了登	録与	戶月	日	登	録	年	月	日	
蒲田 太郎					歯科・小児歯科				診療日時の通り				令和〇〇年 〇月〇日					第 <b>〇〇〇〇</b> 号 <b>令和〇</b> 年 <b>〇</b> 月 <b>〇</b> 日								
																	年	月		日	第		7+0	<i>)</i> // (	<u>リ</u> 号	
																	**	月		- П	hoho		年	月	日	
																	年	月		日	第		年	月	号 日	
																	年	月		日	第				号	
																				-	第		年	月	日 号	
																	年	月		目	ЯÐ		年	月	月	
																	年	月		日	第		年	月	号日	
0		<b>岩沙市</b> 北	<b>/</b> -Ш	ニエハノ	<del>а.</del> д	- I.	<u>т</u> ь.	- 1/1:-	++-	F 1.	<i>k</i> * \							/ •					+	Л	Н	
9	医が	<b>蔡従事者</b>	(迷	111111	甲 生	·工、	迷	一种:	坟_	L工	等)	_								1						
職種						氏 名					免許登				録年月日				登録番号					確認欄		
<b>省科衛生士</b> 第					田	田 正子				令和〇			<b>O</b> 年 <b>O</b> 月 <b>O</b> 日			第 00			000	<b>ጋ</b> 号						
															年		月		日		第				号	
															年		月		日		第				号	
															年		月		日		第				号	
10	従	業者定員	1									1								<u> </u>						
歯科医師 歯科					/告/	—— 4- 1-			- 振1	斗技	т-	L			事務	女吕									計	
图作区叫 图作				7年1				四 4	T1X	. — -	<u></u>			<b>**</b> **********************************	力只									рl		
		<b>1</b> 名				1	名					ļ	名				<b>2</b> 名									<b>4</b> 名
11 敷地の面積																(	000	.On	า์ (	平面	i図に	<b>さ、</b>	別沒	忝の	とる	
12	交	通機関及	支び	敷北	也周	 囲の	見耳	取図	<u> </u>																	
								JF	京	浜東	北	線				蒲	■駅	下車	Ĺ			東	口徒	: 歩		5 分
交 通 機			関																							
						駅				口から			バス(				行) 下車徒歩						<u></u>			
男	敷地の条件			J	用途:	地填	或	(	00	O#	地域				ß	方火地	<b>地域</b>		00	〇地	域	,				
見	l	取		図	万	別添	<i>ත</i> දි	とお	3 9																	

(男子月)			(33	()												
13 建物の構造機	<b>モ要及ひ</b>	『平面図														
建物別名	称	構	造	概	要	建	築面	積	延	面	積					
		鉄筋	「コンクリート	<b>生 2</b> 階類	<b></b> 建て		000.	<b>O</b> m²		000	. <b>O</b> m²					
				造	階建て			m²			m²					
住宅と併設の場合	合又は「	ビルディング	の一部を使用	する場												
住 宅 と 併	設	の場合	鉄筋コンク	リート造	<b>2</b> 階建ての	うち	1階〇	00	. <b>O</b> m	使用						
ビルディングの-	一部を付	吏用する場合		造	階建ての	のうち 階 号室 ㎡使用										
平	面	図	別添のとおり													
14 歯 科 治	療 室	3	•													
室面積	治	療いす	給水火気	設備	防火部	计備	2	· の fl	也必到	要な設	:備					
00.0 n	n²	<b>3</b> 台	上水道		消火器											
15 歯科技工室																
室面積	ß	方じん設備	給水火気	設備	防火影	计備	?	その他必要な設備								
	m²															
16 エックス線装	置及び	〝診療室														
開設時設置予	定のエ	- ックス線装置	<u>.</u>													
固定、携帯の別		用途		製作者名及び型式												
固定	デン	タル(歯科用)	(*)0000													
固定	パノ・	ラマ(一般用)	(#)OOO													
エックス診療	室															
室面積		室内の構造を	概要	操 作	室の面積		暗	1	술	<u> </u>						
- 四 1g		五口~ 世紀	Д	1/K   [		正	<b></b> 積		彭	说 備						
00.0 m²		1.5mm鉛合	扳		m²		m²									
m²					m²		m²									

17 そ の 他 の 施 設 事 務 階  $m^2$ **00.0** m<sup>2</sup> 待 合 室 消毒施設 **00.0** m<sup>2</sup> 00.0 m<sup>2</sup> m² m² 令和〇〇年 O月 第 0000号 18 建 築 確 認 Oβ

添 付 書 類 19

- (注2·3) 開設者の医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し並びに 1) 職歷書
- 管理者の医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し並びに 2) 職歴書 (管理者が開設者でない場合に限る。)
- 診療に従事する医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し 3)
- 業務に従事する助産師の免許証の写し 4)
- 土地及び建物の登記事項証明書(土地又は建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも 添付すこと。)
- 敷地の平面図
- 7) 敷地周囲の見取図
- 8) 建物の平面図(縮尺100分の1以上のもの)
- 9) エックス線診療室放射線防護図(平面図及び立面図。縮尺50分の1のものとし、壁及び 鉛の厚さを記入すること。)
- 10) 案内図
  - (注1) 免許証及び臨床研修等修了登録証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。 提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。
  - (注2) 平成16年4月1日現に医師免許を受けている者及びそれ以前に医師免許の申請を行った者で あって平成16年4月1日以後に医師免許を受けた者は、医師法第二条の規定による改正後の医 療法及び第四条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第十六条の四第一項の 規定による登録を受けた者とみなす。
  - (注3) 平成18年4月1日現に歯科医師免許を受けている者及びそれ以前に歯科医師免許の申請を行 った者であって平成18年4月1日以後に歯科医師免許を受けた者は、歯科医師法第三条の規定 による改正後の医療法及び第五条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法 第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者とみなす。